

浦添市認知症カフェ設置・運營業務（認知症地域支援・ケア向上事業）実施要項

1. 趣旨

この要項は、浦添市認知症地域支援・ケア向上事業実施要項4. ウ③及び第6項目の規定に基づき、浦添市認知症カフェの設置・運営、その他必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を推進することが重要である。

このため、浦添市が適当と認める者が、「認知症カフェ」を開催することにより認知症の人やその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図ることを目的とする。

3. 実施主体

この事業の実施主体は、浦添市とする。ただし、浦添市は、業務の全部又は一部について介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の67に基づき、浦添市が適当と認める者に委託することができる。

4. 業務に従事する人員の基準

業務に従事する人員は、次のとおりとする。

- ① 国が実施する「認知症介護指導者養成研修」、「認知症介護実践リーダー研修」、「認知症介護実践者研修」、全国キャラバン・メイト連絡協議会及び自治体等が実施する「認知症キャラバン・メイト養成研修」のいずれかの研修の修了者
- ② 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士又は精神保健福祉士等の専門的な資格及び認知症ケアに対する経験、または知識を有する者

5. 業務内容

次の各号に定める事業を行うものとする。

- (1) 認知症カフェの設置・運営
- (2) 認知症施策実施に関する協力
- (3) 認知症カフェの開催
- (4) その他、市長が必要と認める業務

6. 業務実施の留意事項

業務実施に当たって、次の定める事項に留意して行うものとする。

- (1) 個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者及び利用者の世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 業務実施に当たって、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者、社会福祉協議会を含む地域で活動する専門職及び各種相談員等との情報共有を図り、連携に努める。
- (3) 業務に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分する。

7. その他

この要項に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。